

基本法第16条関係（居住の安定）

- ① 公営住宅への優先入居
- ② 犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の建て直しを図るための中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備

1. 犯罪等によって今までの住宅に居住することが困難になった犯罪被害者等について、その居住の安定を図ることは、重要であると考えております。

2. このために、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができるよう検討し、早期に結論を得て、平成17年度中にも所要の措置を行ってまいりたい。

○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）（抄）

（居住の安定）

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。）

犯罪被害者等の公営住宅への入居の支援

対応の方向性

公営住宅の同居親族要件の緩和

犯罪被害者等について、公営住宅への単身入居を可能とする。

公営住宅への優先入居

公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体の判断により、犯罪被害者等を優先的に取り扱うこととする。

参考

単身入居制度の概要

- ・ 公営住宅への入居は、原則として同居親族を有することが必要
- ・ ただし、高齢者、身体障害者等特に居住の安定を図る必要があると認められる者については、単身での入居も可能

○単身入居が可能な者（公営住宅法施行令第6条）

- ① 50歳以上の者
- ② 身体障害者
- ③ 生活保護の被保護者 等

（参考）平成15年度に入居した戸数	82,521戸
うち単身入居戸数	15,651戸（19.0%）
（内訳）①50歳以上の者	12,252戸（14.8%）
②身体障害者	916戸（1.1%）
③生活保護の被保護者等	2,483戸（3.0%）

※（ ）内は、単身入居戸数の入居戸数全体に占める割合

優先入居制度の概要

- ・ 公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して供給されるもの
- ・ 特に困窮度が高い者について、地方公共団体の判断により、公営住宅の入居者の選考に際し、優先的に取り扱うことが可能

1 優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

※ 優先入居の判断は事業主体が決めるが、国として以下のものを参考として示している（通知）。

障害者世帯／著しく低所得の世帯／母子世帯／多子世帯／高齢者世帯
ホームレス／DV被害者 等

2 優先入居の実施方法

- ① 募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方法
- ② 戸数枠を設けずに抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う方法

（参考）優先入居を実施している公営住宅の管理戸数（平成14年度末）

・ 障害者世帯	16,650戸
・ 著しく低所得の世帯	7,516戸
・ 母子世帯	21,443戸
・ 多子世帯	3,319戸
・ 高齢者世帯	40,381戸 等